

DANGER

積雪路・凍結路

ノーマルタイヤ
危険！立ち往生

DANGER

ノーマルタイヤは積雪路・凍結路の走行を
想定したタイヤではありません。

積雪・凍結道路ですべり止めの措置を
とらない運転は法令違反となります。

反則金

普通車
6千円

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。(大型車:7千円、普通車:6千円、二輪車:6千円、原付車:5千円)
※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

必ず

積雪路・凍結路を走行する場合は、
冬用タイヤを装着しましょう。

詳しい情報は
コチラ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

後援：国土交通省近畿地方整備局／国土交通省近畿運輸局／NEXCO西日本関西支社／

一般社団法人日本自動車連盟(JAF)関西本部